

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和6年度）

住 所 〒899-6494霧島市溝辺町麓822番地

事 業 者 名 鹿児島空港ビルディング（株）

代 表 者 名 代表取締役社長 古蘭 宏明
（役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
国内線ターミナル	国内線2階北側トイレを改修する。（和便器を全て洋便器化、ベビーチェア・ベビーベッドを増設。多機能トイレは入口の段差をなくし、簡易に開閉できる自動ドア化、多言語音声案内、オストメイトを設置する。） 各種ベビー用品をメーカー耐用年数超過の為取り替える。（ベビーシート、ベビーキープ、フィッティングボード）	2階北側トイレの和便器をすべて洋便器化、ベビーチェア・ベビーベッドを増設した。多機能トイレの入口は段差をなくし簡易に開閉できる自動ドア化した。多言語音声案内・オストメイトを設置した。 各種ベビー用品をメーカー耐用年数超過の為取り替えた。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
現行設備の維持管理	当社が管理する鹿児島空港旅客ターミナルビルは、移動円滑化基準に適合しているため、今後はこの機能の維持管理に努める。	機能の維持管理に努めた。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
事前の電話対応	バス乗降場からエアラインカウンターまでの補助 (お客様からお電話にて事前にご連絡いただき、サービス介助士の資格を持つスタッフにて車椅子利用者、視覚障害者等の移動補助等を行う)	バス降車場からエアラインカウンターまでの介助 (R6実績24件)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページでの情報提供	ホームページにて館内設備やサービスに関する情報提供を行う。	ホームページにて館内設備についての情報提供を行った。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格保持者の資質向上	介助サービスの際対応できるよう研修を実施する。	新規取得 0名 既に資格取得者53名(更新手続き完了)
自衛消防隊避難総合訓練における車いす介助者、視覚障害者への対応訓練	年2回実施している避難総合訓練において車いす介助者、視覚障害者への対応訓練を実施。(6月、11月に実施予定)	令和6年6月6日、同年11月11日実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページでの情報提供	ホームページにて館内設備の情報提供を行う。	ホームページにて館内設備についての情報提供を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

館内に設置している意見箱等に寄せられたお客様からのご意見を社内で共有し、可能な限り改善を図る。

(3) 報告書の公表方法

ホームページに掲載。

(4) その他

チェックリスト〈ターミナル名 国内線ターミナルビル 〉

令和7年3月31日現在

各施設の事項及び基準質問ごとに、「適合」は「○」（構造上やむを得ない理由があるため適合扱いが認められたものについては、「○（構造）」と記入）、「施設がない（該当無し）場合」は「－」、「不適合」は「×」を記入。

各項目については、以下の資料（括弧書き参照）を参考にして下さい。

基準：	「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」
Q：	「航空旅客ターミナルビルのバリアフリー法適用「Q&A」」

A. 【段差の解消】

以下の事項すべてが、「○」又は「－」により適合施設となる。なお②から③の「段差」は、移動等円滑化すべき経路において生じている段差（上り段、下り段）及び敷居のような突出物であり、④は階の違い等による高低差をいう。また、すべての移動等円滑化経路上の施設を対象とする。

①移動等円滑化経路（基準第4条第1項・第10～12項）

移動等円滑化された経路を乗降場ごとに設けている	－	○
旅客の移動が最も一般的な経路と移動等円滑化経路が異なる場合、経路の長さの差をできる限り小さくしている	○	
移動等円滑化された乗継ぎ経路を乗降場ごとに設けている	－	
旅客の移動が最も一般的な乗継ぎ経路と移動等円滑化経路が異なる場合、経路の長さの差をできる限り小さくしている	○	

②出入口（基準第4条第4項・Q1）

- ・一つのロビーに複数の出入口がある場合は、うち一ヵ所以上が適合していれば可
- ・他の建物等（鉄道連絡口、空中歩廊等）と施設的に一体の場合は、その管理境界である連絡口を出入口の1つとみなす

〔留意点〕 幅及び段差

常開出入口で幅が90cm以上ある （構造上やむを得ない場合は80cm以上）	—	○
自動ドアか高齢者、障害者等でも容易に開閉できるドアで、幅が90cm以上ある （構造上やむを得ない場合は80cm以上）	○	
車椅子使用者が通過する際に支障となる出入口段差はない	○	
出入口段差はあるが、④のスロープの基準に合致した施設があるので解消できている	—	

③通路（基準第4条第5項・第5条・Q7）

- ・通路には、経路上のロビー等も含まれる。

〔留意点〕 幅、段差及び床材質

幅が140cm以上ある（構造上やむを得ない場合、幅が120cm以上で、末端及び50m以内毎に車椅子が転回できる空間がある）	○	○
ドアがある場合、自動ドアか高齢者、障害者等でも容易に開閉できるもので、幅が90cm以上ある（構造上やむを得ない場合は80cm以上）	○	
経路上には車椅子使用者が通過する際に支障となる段差は無い	—	
経路上に段差はあるが、④のスロープの基準に合致した施設があるので解消できている	○	
照明設備が設けられている	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
踏面端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きく段が認識しやすい	○	
段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものがない	○	

④段差解消手段（基準第4条第2～3項）

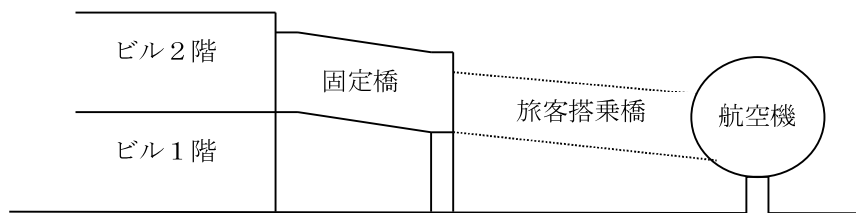
経路において、段差はない	—
経路上にある段差・階差は次の i、ii、iii、iv 各手段により解消されている	○
ターミナルビルと隣接し一体的に利用される、他の施設のスロープやエレベーターを常時利用できるので段差解消となっている	—

※上記で経路上の段差がない場合は、以下の事項「傾斜路、エレベーター、エスカレーター、その他の昇降機」に記入する必要はありません。

i. 傾斜路（固定橋を含む ※下図参照）（基準第4条第6項・第6条）

〔留意点〕 幅、勾配、手すり、床材質及び側壁

幅が120cm以上ある	○	○
幅が90cm以上で、（健常者通行のための）段が併設されている	—	
勾配は1／12以下である	○	
勾配は1／8以下で、高低差16cm以下である	—	
全高75cmを超える場合、踊場（長さ150cm以上）設置により1スロープの高低差が75cm以下になっている	—	
両側に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ）が付いている（構造上やむを得ない場合を除く）	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できる	○	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	○	



○階差への対応（Q 2）

階差がある場合は、事項「エレベーター」に優先して記入し、構造上の理由によりエレベーター未設置の場合に、事項「エスカレーター」又は「その他の昇降機」に記入してください。

ii. エレベーター（基準第4条第7～8項・Q 4）

〔留意点〕 出入口幅、かごの寸法、視認性、手すり、開閉延長機能及び案内情報施設

出入口幅が80cm以上ある	○	○
かご内寸法は幅140cm×奥行き135cm以上ある	○	
かご内寸法は上記に満たないが、スルー型（反対側にも出口がある）で車椅子乗降に支障がなく、かつ音声で出入口を知らせる設備がある	—	
かご内に鏡がある（車椅子使用者が出入口を確認できるもの）	○	
スルー型なので鏡が必要ない	—	
出入口扉に窓があり、中が確認できる	○	
かご外およびかご内に画像を表示する装置が設置されており、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる	—	
内部に手すりがある	○	
開扉時間延長機能がある ※車椅子使用者が容易に使えるもの	○	
かご内に、かごの現在位置・停止予定階を表示する設備がある	○	
かご内に、到着階・扉が閉まることを音声で知らせる設備がある	○	
かご内と乗降ロビーに、車椅子使用者にも容易に使える操作盤がある	○	
かご内と乗降ロビーの操作盤には点字が貼付されている	○	
乗降ロビーの広さは150cm四方以上ある	○	

乗降ロビーに、かごの昇降方向を音声で知らせる設備がある	—	
乗降ロビーにはないが、扉が開いたときに昇降方向を音声で知らせる設備がある	○	
停止階は二つだけ（なので音声案内は必要ない）	—	
台数、かごの内法幅、内法奥行きは、高齢者、障害者等の利用状況を考慮して設置している	○	

iii エスカレーター（基準第4条第9項・第7条）

上りと下り両方が一ヵ所にある		
上りのみ、下りのみであるが、一方通行であり問題はない		
踏段、くし板はすべりにくい材質及び形状である		
始端・終端で踏段3枚が同一平面（3枚並んで平ら）になる		
踏段端部の全体が、その周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより境目が認識しやすい		
踏段とくし板の境目が、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより認識しやすい		
両端部に進入可否の表示がある（動く方向が時間により変わるものを除く）		
幅80cm以上である		
車椅子が乗れる仕様（車止め等の装置付）である		
行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備がある		

iv. その他の昇降機（基準第4条第2項）

車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものがある	
--------------------------	--

⑤保安検査場通路（基準第27条・Q13、Q21）

※門型金属探知機を使用していない場合は「－」

門型金属探知機を使用し、車椅子使用者等（門型金属探知機を使えない旅客）が別に通行する幅90cm以上の通路がある	○	○
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示している	○	

⑥搭乗改札口（基準第29条・Q14）

※搭乗改札口がない場合は「－」

幅は80cm以上ある	○
------------	---

⑦旅客搭乗橋（基準第28条・Q19） 本リストp4図参照

※旅客搭乗橋がない場合は全て「－」

幅は90cm以上ある	○	○
旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間または段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ・幅及び強度を有する設備を一以上備えている	○	
勾配は1／12以下 （摺動部分の繋ぎ目など部分的なやむを得ない箇所は除く）	○	
手すりが付いている（可動部分等は除く）	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	

⑧オープンスポット出入口（基準第4条第4項・Q3）

※オープンスポットの利用がない場合は「－」

②の基準質問に合致した出入口である	○
-------------------	---

B. 【視覚障害者誘導用ブロックの設置】（基準第9条・Q9）

移動等円滑化基準第9条（施設の入口から航空機への乗降口までの間の経路への設置等）の適合可否

〔留意点〕 点字ブロック及び案内情報施設

移動等円滑化経路には視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている	—	○
案内所や航空会社カウンター以後の移動等円滑化経路は人による案内がなされ、視覚障害者誘導用ブロックはない （案内所等までは誘導用ブロックがある）	○	
移動等円滑化経路には音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備がある	—	
上の視覚障害者誘導用ブロックとエレベーター乗降口の操作盤・出入口付近にある点字案内板・便所の出入口との間に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている	—	
これらの設備間も人による案内がなされる（ので誘導用ブロックはない）	○	
階段、傾斜路、エスカレーターの上下に点状ブロックが敷設されている（移動等円滑化経路以外も含む）	○	

C. 【障害者対応型便所設置】（基準第13～15条・Q11）

移動等円滑化基準第13条～第15条（高齢者、障害者等に適した構造、手すり、オストメイト設置等）への適合可否。

※①かつ②が適合している場合は、移動等円滑化基準適合対象

※②のみが適合している場合は、障害者対応型便所の設置の有無について適合

①便所（全ての便所に対する基準）

〔留意点〕点字案内、床材質及び便器形状

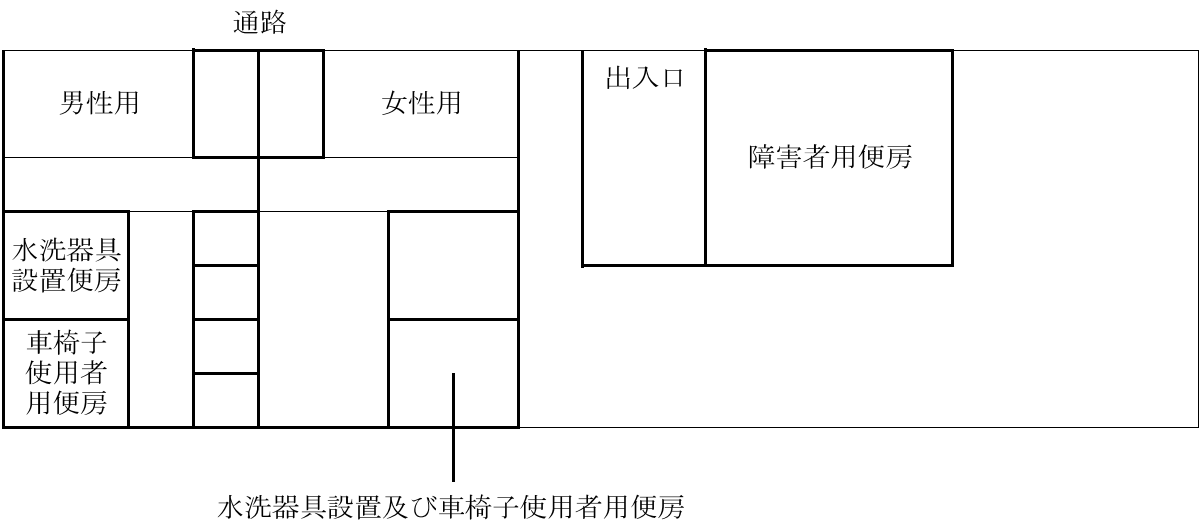
出入口付近に、男女別（区別がある場合）・便所の構造を示す点字案内板がある	○	○
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
男子用小便器には1以上の床置き（ふちの低い）・壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る）・その他これに類するもので、手すりが付いているものがある	○	

②障害者対応型便所がある場合

（設置されていない場合でも施設の有無を確認するためチェックしてください）

i：車椅子使用者用便房およびオストメイト用水栓器具設置便房がある便所の例

ii：高齢者、障害者等の利用に適した便所の例



上記①（点字案内板、すべりにくい、床置き便所）すべて適合している便所が最低一ヵ所以上ある。

○

i 便所内に車椅子使用者用便房およびオストメイト用水栓器具設置便房がある	移動等円滑化経路と便所との間の通路はA③の基準に合致している		
	出入口（戸がない場合）	幅は80cm以上である	
	出入口（戸がある場合）	幅は80cm以上である	
		高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	
	出入口に段がないか、又はスロープがある		
	出入口に車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等の利用に適した水洗器具（※オストメイト用水洗器具）が設置された便房があることの表示がある		
	車椅子使用者利用に適した広さである		
	車椅子使用者用便房	出入口に段がない	
		出入口に車椅子使用者用便房であることの表示がある	
		腰掛便座で手すりがある	
		出入口扉は幅80cm以上である	
		出入口扉は高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	
		車椅子使用者の利用に適した広さである	
	オストメイト用水洗器具設置便房	出入口にオストメイト用水栓器具が設置されている便房であることの表示がある	

ii 高齢者、 障害者等の 利用に適した 便所がある	移動等円滑化経路と便所間の通路はA③の基準に合致している		○	○
	出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
	出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	○	
		高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	○	
	出入口に段がないか、又はスロープがある		○	
	車椅子使用者の利用に適した広さである		○	
	出入口に高齢者、障害者等の利用に適していることの表示がある		○	
	腰掛便座で手すりがある		○	
	オストメイト用水洗器具が設置されている		○	

i、iiのどちらかを記入

※オストメイト用水洗器具：人工肛門・人工膀胱造設者がそのパウチ（袋）を洗浄するための器具

D. 【案内設備及びその他旅客用設備】

①案内設備（基準第10～12条・Q10）

移動等円滑化基準第10条～第12条への適合可否

運航情報を文字表示及び音声提供する設備がある（技術上やむを得ない場合を除く）	○	○
エレベーターその他の昇降機・傾斜路・便所・搭乗券等販売所・待合所・案内所若しくは休憩設備または出入口案内板の付近にこれらの設備があることを表示する標識を設けている	○	
上記の標識は、日本工業規格Z8210に適合している	○	
出入口付近にエレベーターその他の昇降機・便所・搭乗券販売所の配置を表示した案内板がある（案内板はないが、これらの配置は容易に視認できる）	○	
出入口付近に施設の構造・エレベーターその他の昇降機・便所・搭乗券等販売所の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備がある	○	

②その他の移動等円滑化基準適合の判断可否

i. 階段（基準第8条・Q8）

両側に手すりがある（構造上やむを得ない場合を除く）	○	○
手すり端部に行き先案内の点字が付いている	○	
回り段（段板の形状が変わるもの）・らせん階段がない（構造上やむを得ない場合を除く）	○	
表面はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
踏面端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きく段が認識しやすい	○	
段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものがない	○	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	○	
照明設備が設けられている	○	

i i . 乗車券等販売所（航空会社カウンター等：事業者毎に確認）（基準第 1 6 条・Q 2 1）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		○	○
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		○	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は 8 0 cm 以上である	—	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は 8 0 cm 以上である	—	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	—	
出入口に段がないか、又はスロープがある		○	
車椅子使用者用のカウンターがある		—	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		○	
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所に表示している（無人を除く）		○	

iii. 待合所（特に設けられた部屋を指し、ロビー及びゲートラウンジは含めない）（基準第16条）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		—	—
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		—	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	—	
出入口に段がないか、又はスロープがある		—	
車椅子使用者用のカウンターがある		—	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		—	

iv. 案内所（特に設けられた部屋を指す）（基準第16条）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		—	—
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		—	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	—	
出入口に段がないか、又はスロープがある		—	
車椅子使用者用のカウンターがある		—	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		—	
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所に表示している（無人を除く）			

v. 券売機（自動チェックイン機、自動発券機等）（基準第 17 条）

高齢者、障害者等の利用に適応した発売機がある	—	○
上記がない場合、人による常時対応窓口がある	○	

vi. 休憩設備（移動経路上において）（基準第 18 条・Q 12）

ベンチ等の休憩設備がある	○
--------------	---

vii. 通路（円滑化経路以外）（基準第 5 条・Q 6～7）

[留意点] 段差及び床材質

経路上に（同一フロアでの）段差は無い	—	○
経路上に段差はあるが、端部の全体をその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差を大きくすることにより認識しやすくしており、かつ段鼻の突き出し、その他のつまずきの原因となるものをなくしてあるので解消できている	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	

viii. 傾斜路（円滑化経路以外）（基準第 6 条）

[留意点] 手すり、床材質及び側壁

両側に手すりが付いている（構造上やむを得ない場合は除く）	—	—
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	—	
勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できる	—	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	—	

<不適合箇所の記載>

上記基準不適合箇所「×」について、添付図面に不適合箇所・事項を記載している	—
---------------------------------------	---

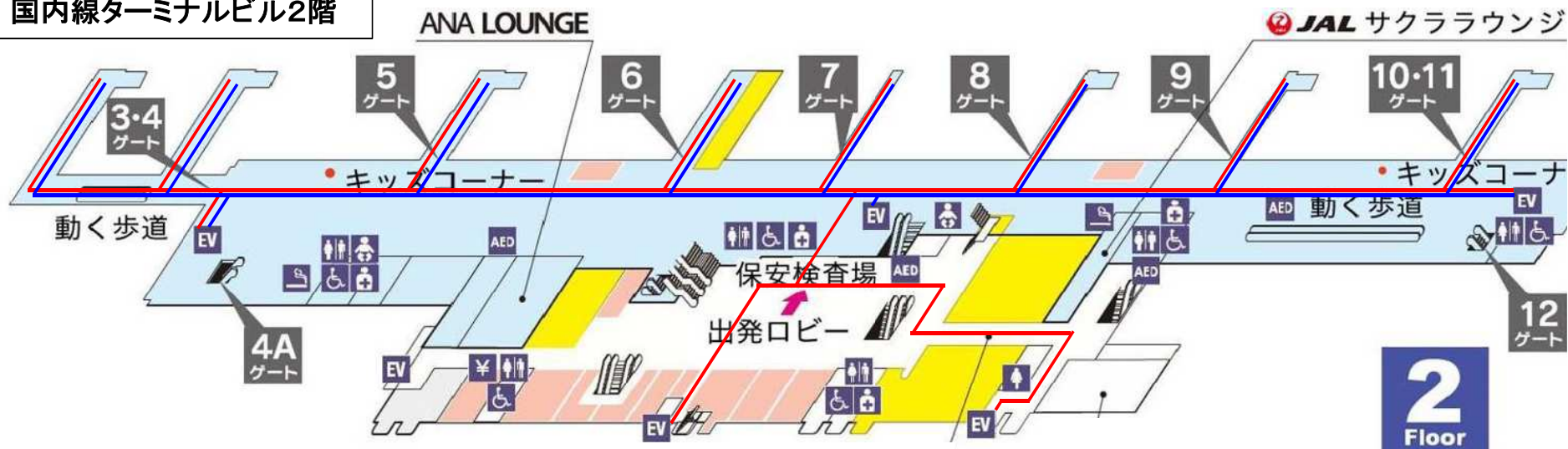
ターミナルビル担当

組 織 名	鹿児島空港ビルディング㈱
記入担当者所属	施設部 施設課
氏 名	藤山 真由美
連 絡 先	TEL : 0995-58-2118
	FAX : 0995-58-3172
	E-mail : <u>sisetu@koj-ab.co.jp</u>

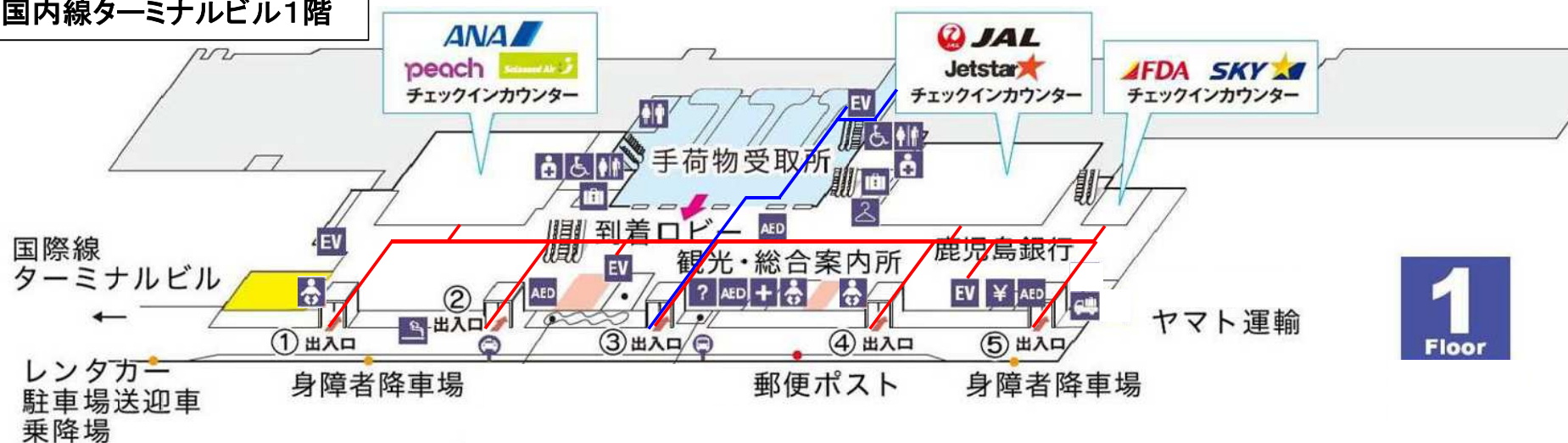
CIQ施設担当
(該当ある場合のみ)

組 織 名	
記入担当者所属	
氏 名	
連 絡 先	TEL :
	FAX :
	E-mail :

国内線ターミナルビル2階



国内線ターミナルビル1階



— 出発旅客 — 到着旅客

チェックリスト〈ターミナル名 国際線ターミナルビル 〉

令和7年3月31日現在

各施設の事項及び基準質問ごとに、「適合」は「○」（構造上やむを得ない理由があるため適合扱いが認められたものについては、「○（構造）」と記入）、「施設がない（該当無し）場合」は「－」、「不適合」は「×」を記入。

各項目については、以下の資料（括弧書き参照）を参考にして下さい。

基準：	「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」
Q：	「航空旅客ターミナルビルのバリアフリー法適用「Q&A」」

A. 【段差の解消】

以下の事項すべてが、「○」又は「－」により適合施設となる。なお②から③の「段差」は、移動等円滑化すべき経路において生じている段差（上り段、下り段）及び敷居のような突出物であり、④は階の違い等による高低差をいう。また、すべての移動等円滑化経路上の施設を対象とする。

①移動等円滑化経路（基準第4条第1項・第10～12項）

移動等円滑化された経路を乗降場ごとに設けている	－	○
旅客の移動が最も一般的な経路と移動等円滑化経路が異なる場合、経路の長さの差をできる限り小さくしている	○	
移動等円滑化された乗継ぎ経路を乗降場ごとに設けている	－	
旅客の移動が最も一般的な乗継ぎ経路と移動等円滑化経路が異なる場合、経路の長さの差をできる限り小さくしている	○	

②出入口（基準第4条第4項・Q1）

- ・一つのロビーに複数の出入口がある場合は、うち一ヵ所以上が適合していれば可
- ・他の建物等（鉄道連絡口、空中歩廊等）と施設的に一体の場合は、その管理境界である連絡口を出入口の1つとみなす

〔留意点〕 幅及び段差

常開出入口で幅が90cm以上ある （構造上やむを得ない場合は80cm以上）	—	○
自動ドアか高齢者、障害者等でも容易に開閉できるドアで、幅が90cm以上ある （構造上やむを得ない場合は80cm以上）	○	
車椅子使用者が通過する際に支障となる出入口段差はない	○	
出入口段差はあるが、④のスロープの基準に合致した施設があるので解消できている	—	

③通路（基準第4条第5項・第5条・Q7）

- ・通路には、経路上のロビー等も含まれる。

〔留意点〕 幅、段差及び床材質

幅が140cm以上ある（構造上やむを得ない場合、幅が120cm以上で、末端及び50m以内毎に車椅子が転回できる空間がある）	○	○
ドアがある場合、自動ドアか高齢者、障害者等でも容易に開閉できるもので、幅が90cm以上ある（構造上やむを得ない場合は80cm以上）	○	
経路上には車椅子使用者が通過する際に支障となる段差は無い	○	
経路上に段差はあるが、④のスロープの基準に合致した施設があるので解消できている	—	
照明設備が設けられている	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
踏面端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きく段が認識しやすい	○	
段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものがない	○	

④段差解消手段（基準第4条第2～3項）

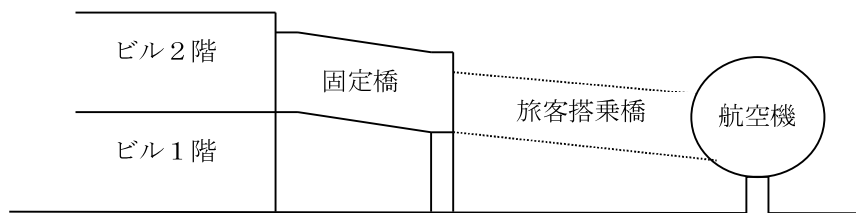
経路において、段差はない	—
経路上にある段差・階差は次の i、ii、iii、iv 各手段により解消されている	○
ターミナルビルと隣接し一体的に利用される、他の施設のスロープやエレベーターを常時利用できるので段差解消となっている	—

※上記で経路上の段差がない場合は、以下の事項「傾斜路、エレベーター、エスカレーター、その他の昇降機」に記入する必要はありません。

i. 傾斜路（固定橋を含む ※下図参照）（基準第4条第6項・第6条）

〔留意点〕 幅、勾配、手すり、床材質及び側壁

幅が120cm以上ある	○	○
幅が90cm以上で、（健常者通行のための）段が併設されている	—	
勾配は1／12以下である	○	
勾配は1／8以下で、高低差16cm以下である	—	
全高75cmを超える場合、踊場（長さ150cm以上）設置により1スロープの高低差が75cm以下になっている	—	
両側に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ）が付いている（構造上やむを得ない場合を除く）	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できる	○	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	○	



○階差への対応（Q 2）

階差がある場合は、事項「エレベーター」に優先して記入し、構造上の理由によりエレベーター未設置の場合に、事項「エスカレーター」又は「その他の昇降機」に記入してください。

ii. エレベーター（基準第4条第7～8項・Q 4）

〔留意点〕 出入口幅、かごの寸法、視認性、手すり、開閉延長機能及び案内情報施設

出入口幅が80cm以上ある	○	○
かご内寸法は幅140cm×奥行き135cm以上ある	○	
かご内寸法は上記に満たないが、スルー型（反対側にも出口がある）で車椅子乗降に支障がなく、かつ音声で出入口を知らせる設備がある	—	
かご内に鏡がある（車椅子使用者が出入口を確認できるもの）	○	
スルー型なので鏡が必要ない	—	
出入口扉に窓があり、中が確認できる	○	
かご外およびかご内に画像を表示する装置が設置されており、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる	—	
内部に手すりがある	○	
開扉時間延長機能がある ※車椅子使用者が容易に使えるもの	○	
かご内に、かごの現在位置・停止予定階を表示する設備がある	○	
かご内に、到着階・扉が閉まることを音声で知らせる設備がある	○	
かご内と乗降ロビーに、車椅子使用者にも容易に使える操作盤がある	○	
かご内と乗降ロビーの操作盤には点字が貼付されている	○	
乗降ロビーの広さは150cm四方以上ある	○	

乗降ロビーに、かごの昇降方向を音声で知らせる設備がある	—	
乗降ロビーにはないが、扉が開いたときに昇降方向を音声で知らせる設備がある	○	
停止階は二つだけ（なので音声案内は必要ない）	—	
台数、かごの内法幅、内法奥行きは、高齢者、障害者等の利用状況を考慮して設置している	○	

iii エスカレーター（基準第4条第9項・第7条）

上りと下り両方が一ヵ所にある		
上りのみ、下りのみであるが、一方通行であり問題はない		
踏段、くし板はすべりにくい材質及び形状である		
始端・終端で踏段3枚が同一平面（3枚並んで平ら）になる		
踏段端部の全体が、その周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより境目が認識しやすい		
踏段とくし板の境目が、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより認識しやすい		
両端部に進入可否の表示がある（動く方向が時間により変わるものを除く）		
幅80cm以上である		
車椅子が乗れる仕様（車止め等の装置付）である		
行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備がある		

iv. その他の昇降機（基準第4条第2項）

車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものがある	
--------------------------	--

⑤保安検査場通路（基準第27条・Q13、Q21）

※門型金属探知機を使用していない場合は「－」

門型金属探知機を使用し、車椅子使用者等（門型金属探知機を使えない旅客）が別に通行する幅90cm以上の通路がある	○	○
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示している	○	

⑥搭乗改札口（基準第29条・Q14）

※搭乗改札口がない場合は「－」

幅は80cm以上ある	○
------------	---

⑦旅客搭乗橋（基準第28条・Q19） 本リストp4図参照

※旅客搭乗橋がない場合は全て「－」

幅は90cm以上ある	○	○
旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間または段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ・幅及び強度を有する設備を一以上備えている	○	
勾配は1／12以下 （摺動部分の繋ぎ目など部分的なやむを得ない箇所は除く）	○	
手すりが付いている（可動部分等は除く）	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	

⑧オープンスポット出入口（基準第4条第4項・Q3）

※オープンスポットの利用がない場合は「－」

②の基準質問に合致した出入口である	－
-------------------	---

B. 【視覚障害者誘導用ブロックの設置】（基準第9条・Q9）

移動等円滑化基準第9条（施設の入口から航空機への乗降口までの間の経路への設置等）の適合可否

〔留意点〕 点字ブロック及び案内情報施設

移動等円滑化経路には視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている	—	○
案内所や航空会社カウンター以後の移動等円滑化経路は人による案内がなされ、視覚障害者誘導用ブロックはない （案内所等までは誘導用ブロックがある）	○	
移動等円滑化経路には音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備がある	—	
上の視覚障害者誘導用ブロックとエレベーター乗降口の操作盤・出入口付近にある点字案内板・便所の出入口との間に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている	—	
これらの設備間も人による案内がなされる（ので誘導用ブロックはない）	○	
階段、傾斜路、エスカレーターの上下に点状ブロックが敷設されている（移動等円滑化経路以外も含む）	○	

C. 【障害者対応型便所設置】（基準第13～15条・Q11）

移動等円滑化基準第13条～第15条（高齢者、障害者等に適した構造、手すり、オストメイト設置等）への適合可否。

※①かつ②が適合している場合は、移動等円滑化基準適合対象

※②のみが適合している場合は、障害者対応型便所の設置の有無について適合

①便所（全ての便所に対する基準）

〔留意点〕点字案内、床材質及び便器形状

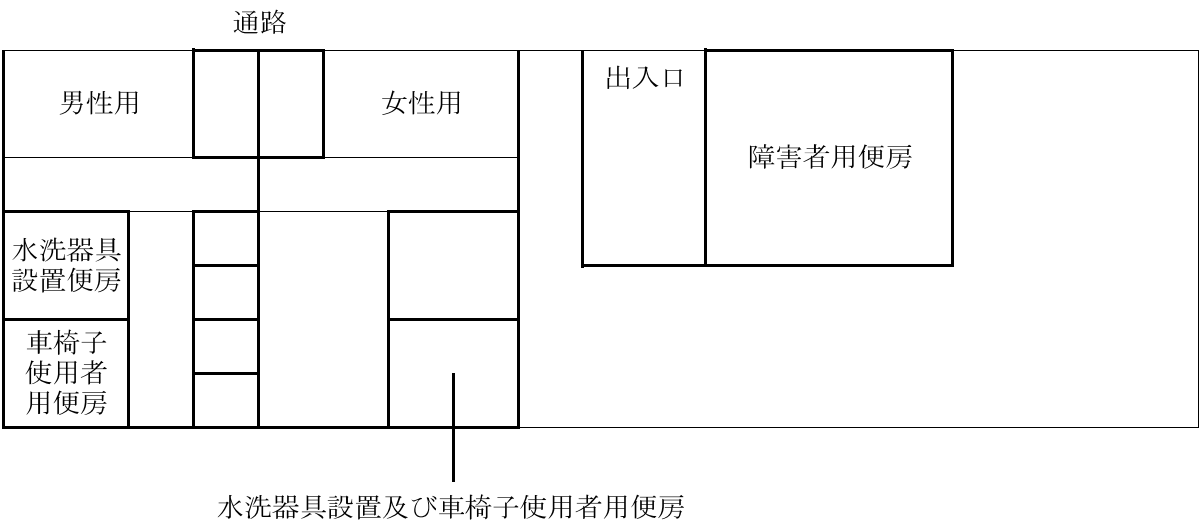
出入口付近に、男女別（区別がある場合）・便所の構造を示す点字案内板がある	○	○
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
男子用小便器には1以上の床置き（ふちの低い）・壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る）・その他これに類するもので、手すりが付いているものがある	○	

②障害者対応型便所がある場合

（設置されていない場合でも施設の有無を確認するためチェックしてください）

i：車椅子使用者用便房およびオストメイト用水栓器具設置便房がある便所の例

ii：高齢者、障害者等の利用に適した便所の例



上記①（点字案内板、すべりにくい、床置き便所）すべて適合している便所が最低一ヵ所以上ある。

○

i 便所内に車椅子使用者用便房およびオストメイト用水栓器具設置便房がある	移動等円滑化経路と便所との間の通路はA③の基準に合致している			
	出入口（戸がない場合）	幅は80cm以上である		
	出入口（戸がある場合）	幅は80cm以上である		
		高齢者、障害者等でも容易に開閉できる		
	出入口に段がないか、又はスロープがある			
	出入口に車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等の利用に適した水洗器具（※オストメイト用水洗器具）が設置された便房があることの表示がある			
	車椅子使用者利用に適した広さである			
	車椅子使用者用便房	出入口に段がない		
		出入口に車椅子使用者用便房であることの表示がある		
		腰掛便座で手すりがある		
		出入口扉は幅80cm以上である		
		出入口扉は高齢者、障害者等でも容易に開閉できる		
		車椅子使用者の利用に適した広さである		
	オストメイト用水洗器具設置便房	出入口にオストメイト用水栓器具が設置されている便房であることの表示がある		

ii 高齢者、 障害者等の 利用に適した 便所がある	移動等円滑化経路と便所間の通路はA③の基準に合致している		○	○
	出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
	出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	○	
		高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	○	
	出入口に段がないか、又はスロープがある		○	
	車椅子使用者の利用に適した広さである		○	
	出入口に高齢者、障害者等の利用に適していることの表示がある		○	
	腰掛便座で手すりがある		○	
	オストメイト用水洗器具が設置されている		○	

i、iiのどちらかを記入

※オストメイト用水洗器具：人工肛門・人工膀胱造設者がそのパウチ（袋）を洗浄するための器具

D. 【案内設備及びその他旅客用設備】

①案内設備（基準第10～12条・Q10）

移動等円滑化基準第10条～第12条への適合可否

運航情報を文字表示及び音声提供する設備がある（技術上やむを得ない場合を除く）	○	○
エレベーターその他の昇降機・傾斜路・便所・搭乗券等販売所・待合所・案内所若しくは休憩設備または出入口案内板の付近にこれらの設備があることを表示する標識を設けている	○	
上記の標識は、日本工業規格Z8210に適合している	○	
出入口付近にエレベーターその他の昇降機・便所・搭乗券販売所の配置を表示した案内板がある（案内板はないが、これらの配置は容易に視認できる）	○	
出入口付近に施設の構造・エレベーターその他の昇降機・便所・搭乗券等販売所の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備がある	○	

②その他の移動等円滑化基準適合の判断可否

i. 階段（基準第8条・Q8）

両側に手すりがある（構造上やむを得ない場合を除く）	○	○
手すり端部に行き先案内の点字が付いている	○	
回り段（段板の形状が変わるもの）・らせん階段がない（構造上やむを得ない場合を除く）	○	
表面はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
踏面端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きく段が認識しやすい	○	
段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものがない	○	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	○	
照明設備が設けられている	○	

i i . 乗車券等販売所（航空会社カウンター等：事業者毎に確認）（基準第 1 6 条・Q 2 1）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		○	○
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		○	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は 8 0 cm 以上である	—	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は 8 0 cm 以上である	—	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	—	
出入口に段がないか、又はスロープがある		○	
車椅子使用者用のカウンターがある		—	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		○	
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所に表示している（無人を除く）		○	

iii. 待合所（特に設けられた部屋を指し、ロビー及びゲートラウンジは含めない）（基準第16条）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		—	—
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		—	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	—	
出入口に段がないか、又はスロープがある		—	
車椅子使用者用のカウンターがある		—	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		—	

iv. 案内所（特に設けられた部屋を指す）（基準第16条）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		—	—
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		—	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	—	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	—	
出入口に段がないか、又はスロープがある		—	
車椅子使用者用のカウンターがある		—	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		—	
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所に表示している（無人を除く）		—	

v. 券売機（自動チェックイン機、自動発券機等）（基準第 17 条）

高齢者、障害者等の利用に適応した発売機がある	—	○
上記がない場合、人による常時対応窓口がある	○	

vi. 休憩設備（移動経路上において）（基準第 18 条・Q 12）

ベンチ等の休憩設備がある	○
--------------	---

vii. 通路（円滑化経路以外）（基準第 5 条・Q 6～7）

[留意点] 段差及び床材質

経路上に（同一フロアでの）段差は無い	—	○
経路上に段差はあるが、端部の全体をその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差を大きくすることにより認識しやすくしており、かつ段鼻の突き出し、その他のつまずきの原因となるものをなくしてあるので解消できている	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	

viii. 傾斜路（円滑化経路以外）（基準第 6 条）

[留意点] 手すり、床材質及び側壁

両側に手すりが付いている（構造上やむを得ない場合は除く）	—	—
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	—	
勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できる	—	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	—	

<不適合箇所の記載>

上記基準不適合箇所「×」について、添付図面に不適合箇所・事項を記載している	—
---------------------------------------	---

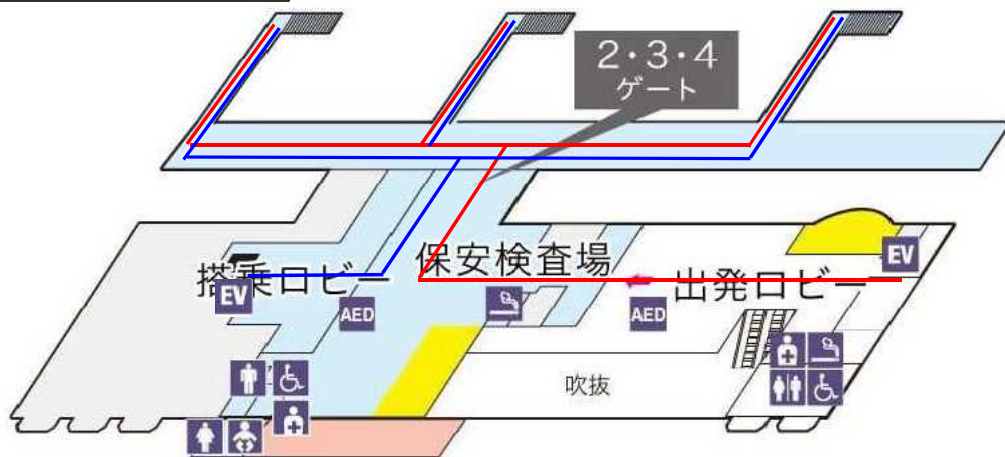
ターミナルビル担当

組 織 名	鹿児島空港ビルディング㈱
記入担当者所属	施設部 施設課
氏 名	藤山 真由美
連 絡 先	TEL : 0995-58-2118
	FAX : 0995-58-3172
	E-mail : sisetu@koj-ab.co.jp

CIQ施設担当
(該当ある場合のみ)

組 織 名	
記入担当者所属	
氏 名	
連 絡 先	TEL :
	FAX :
	E-mail :

国際線ターミナルビル2階



国際線ターミナルビル1階



— 出発旅客 — 到着旅客

チェックリスト〈ターミナル名 鹿児島空港国際線CIQ区域〉

令和7年3月31日現在

各施設の事項及び基準質問ごとに、「適合」は「○」（構造上やむを得ない理由があるため適合扱いが認められたものについては、「○（構造）」と記入）、「施設がない（該当無し）場合」は「－」、「不適合」は「×」を記入。

各項目については、以下の資料（括弧書き参照）を参考にして下さい。

基準：	「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」
Q：	「航空旅客ターミナルビルのバリアフリー法適用「Q&A」」

A. 【段差の解消】

以下の事項すべてが、「○」又は「－」により適合施設となる。なお②から③の「段差」は、移動等円滑化すべき経路において生じている段差（上り段、下り段）及び敷居のような突出物であり、④は階の違い等による高低差をいう。また、すべての移動等円滑化経路上の施設を対象とする。

①移動等円滑化経路（基準第4条第1項・第10～12項）

移動等円滑化された経路を乗降場ごとに設けている	－	－
旅客の移動が最も一般的な経路と移動等円滑化経路が異なる場合、経路の長さの差をできる限り小さくしている	－	
移動等円滑化された乗継ぎ経路を乗降場ごとに設けている	－	
旅客の移動が最も一般的な乗継ぎ経路と移動等円滑化経路が異なる場合、経路の長さの差をできる限り小さくしている	－	

②出入口（基準第4条第4項・Q1）

- ・一つのロビーに複数の出入口がある場合は、うち一ヵ所以上が適合していれば可
- ・他の建物等（鉄道連絡口、空中歩廊等）と施設的に一体の場合は、その管理境界である連絡口を出入口の1つとみなす

〔留意点〕 幅及び段差

常開出入口で幅が90cm以上ある （構造上やむを得ない場合は80cm以上）	-	-
自動ドアか高齢者、障害者等でも容易に開閉できるドアで、幅が90cm以上ある （構造上やむを得ない場合は80cm以上）	-	
車椅子使用者が通過する際に支障となる出入口段差はない	-	
出入口段差はあるが、④のスロープの基準に合致した施設があるので解消できている	-	

③通路（基準第4条第5項・第5条・Q7）

- ・通路には、経路上のロビー等も含まれる。

〔留意点〕 幅、段差及び床材質

幅が140cm以上ある（構造上やむを得ない場合、幅が120cm以上で、末端及び50m以内毎に車椅子が転回できる空間がある）	○	×
ドアがある場合、自動ドアか高齢者、障害者等でも容易に開閉できるもので、幅が90cm以上ある（構造上やむを得ない場合は80cm以上）	○	
経路上には車椅子使用者が通過する際に支障となる段差は無い	-	
経路上に段差はあるが、④のスロープの基準に合致した施設があるので解消できている	×	
照明設備が設けられている	○	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
踏面端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きく段が認識しやすい	×	
段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものがない	○	

④段差解消手段（基準第4条第2～3項）

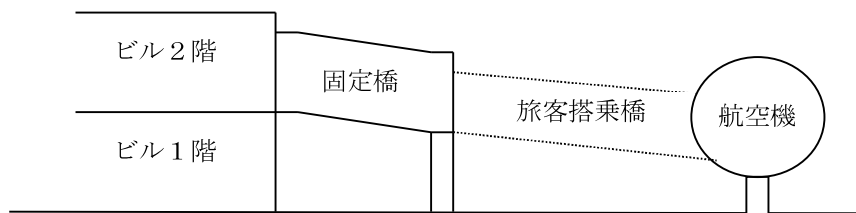
経路において、段差はない	×
経路上にある段差・階差は次の i、ii、iii、iv 各手段により解消されている	×
ターミナルビルと隣接し一体的に利用される、他の施設のスロープやエレベーターを常時利用できるので段差解消となっている	×

※上記で経路上の段差がない場合は、以下の事項「傾斜路、エレベーター、エスカレーター、その他の昇降機」に記入する必要はありません。

i. 傾斜路（固定橋を含む ※下図参照）（基準第4条第6項・第6条）

〔留意点〕 幅、勾配、手すり、床材質及び側壁

幅が120cm以上ある	-	-
幅が90cm以上で、（健常者通行のための）段が併設されている	-	
勾配は1／12以下である	-	
勾配は1／8以下で、高低差16cm以下である	-	
全高75cmを超える場合、踊場（長さ150cm以上）設置により1スロープの高低差が75cm以下になっている	-	
両側に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ）が付いている（構造上やむを得ない場合を除く）	-	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	-	
勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できる	-	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	-	



○階差への対応（Ｑ２）

階差がある場合は、事項「エレベーター」に優先して記入し、構造上の理由によりエレベーター未設置の場合に、事項「エスカレーター」又は「その他の昇降機」に記入してください。

ii. エレベーター（基準第４条第７～８項・Ｑ４）

〔留意点〕 出入口幅、かごの寸法、視認性、手すり、開閉延長機能及び案内情報施設

出入口幅が８０cm以上ある	○	×
かご内寸法は幅１４０cm×奥行き１３５cm以上ある	○	
かご内寸法は上記に満たないが、スルー型（反対側にも出口がある）で車椅子乗降に支障がなく、かつ音声で出入口を知らせる設備がある	-	
かご内に鏡がある（車椅子使用者が出入口を確認できるもの）	○	
スルー型なので鏡が必要ない	-	
出入口扉に窓があり、中が確認できる	×	
かご外およびかご内に画像を表示する装置が設置されており、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる	×	
内部に手すりがある	○	
開扉時間延長機能がある ※車椅子使用者が容易に使えるもの	○	
かご内に、かごの現在位置・停止予定階を表示する設備がある	○	
かご内に、到着階・扉が閉まることを音声で知らせる設備がある	×	
かご内と乗降ロビーに、車椅子使用者にも容易に使える操作盤がある	○	
かご内と乗降ロビーの操作盤には点字が貼付されている	×	
乗降ロビーの広さは１５０cm四方以上ある	○	

乗降ロビーに、かごの昇降方向を音声で知らせる設備がある	-	
乗降ロビーにはないが、扉が開いたときに昇降方向を音声で知らせる設備がある	-	
停止階は二つだけ（なので音声案内は必要ない）	○	
台数、かごの内法幅、内法奥行きは、高齢者、障害者等の利用状況を考慮して設置している	○	

iii エスカレーター（基準第4条第9項・第7条）

上りと下り両方が一ヵ所にある	-	-
上りのみ、下りのみであるが、一方通行であり問題はない	-	
踏段、くし板はすべりにくい材質及び形状である	-	
始端・終端で踏段3枚が同一平面（3枚並んで平ら）になる	-	
踏段端部の全体が、その周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより境目が認識しやすい	-	
踏段とくし板の境目が、色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより認識しやすい	-	
両端部に進入可否の表示がある（動く方向が時間により変わるものを除く）	-	
幅80cm以上である	-	
車椅子が乗れる仕様（車止め等の装置付）である	-	
行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備がある	-	

iv. その他の昇降機（基準第4条第2項）

車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものがある	-
--------------------------	---

⑤保安検査場通路（基準第27条・Q13、Q21）

※門型金属探知機を使用していない場合は「-」

門型金属探知機を使用し、車椅子使用者等（門型金属探知機を使えない旅客）が別に通行する幅90cm以上の通路がある	-	-
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示している	-	

⑥搭乗改札口（基準第29条・Q14）

※搭乗改札口がない場合は「-」

幅は80cm以上ある	-
------------	---

⑦旅客搭乗橋（基準第28条・Q19） 本リストp4図参照

※旅客搭乗橋がない場合は全て「-」

幅は90cm以上ある	-	-
旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間または段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ・幅及び強度を有する設備を一以上備えている	-	
勾配は1／12以下 （摺動部分の繋ぎ目など部分的なやむを得ない箇所は除く）	-	
手すりが付いている（可動部分等は除く）	-	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	-	

⑧オープンスポット出入口（基準第4条第4項・Q3）

※オープンスポットの利用がない場合は「-」

②の基準質問に合致した出入口である	-
-------------------	---

B. 【視覚障害者誘導用ブロックの設置】（基準第9条・Q9）

移動等円滑化基準第9条（施設の入口から航空機への乗降口までの間の経路への設置等）の適合可否

〔留意点〕 点字ブロック及び案内情報施設

移動等円滑化経路には視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている	×	×
案内所や航空会社カウンター以後の移動等円滑化経路は人による案内がなされ、視覚障害者誘導用ブロックはない （案内所等までは誘導用ブロックがある）	×	
移動等円滑化経路には音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備がある	-	
上の視覚障害者誘導用ブロックとエレベーター乗降口の操作盤・出入口付近にある点字案内板・便所の出入口との間に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている	×	
これらの設備間も人による案内がなされる（ので誘導用ブロックはない）	○	
階段、傾斜路、エスカレーターの上下に点状ブロックが敷設されている（移動等円滑化経路以外も含む）	×	

C. 【障害者対応型便所設置】（基準第13～15条・Q11）

移動等円滑化基準第13条～第15条（高齢者、障害者等に適した構造、手すり、オストメイト設置等）への適合可否。

※①かつ②が適合している場合は、移動等円滑化基準適合対象

※②のみが適合している場合は、障害者対応型便所の設置の有無について適合

①便所（全ての便所に対する基準）

〔留意点〕点字案内、床材質及び便器形状

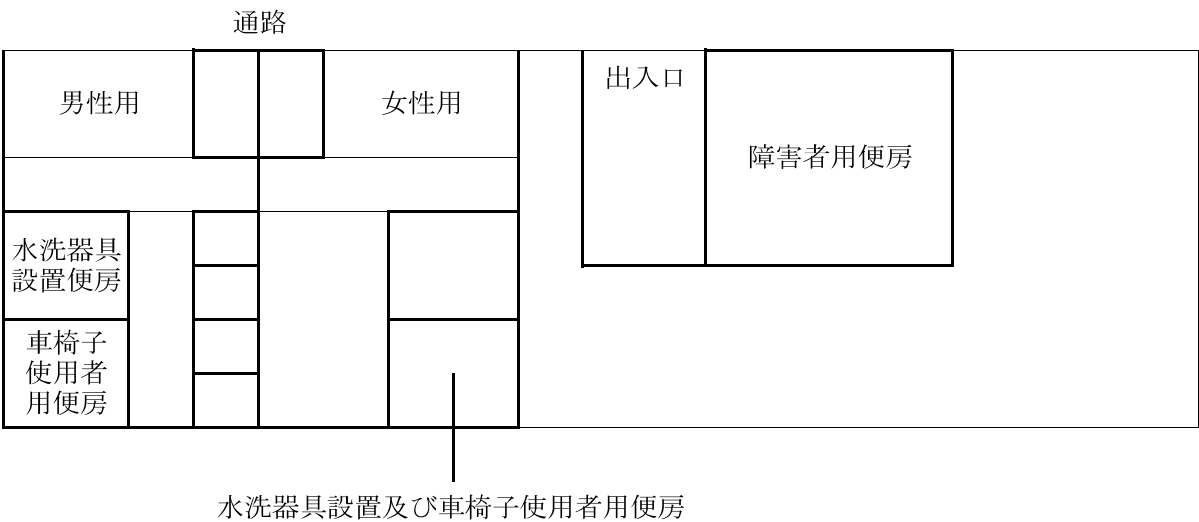
出入口付近に、男女別（区別がある場合）・便所の構造を示す点字案内板がある	○	○
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
男子用小便器には1以上の床置き（ふちの低い）・壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る）・その他これに類するもので、手すりが付いているものがある	○	

②障害者対応型便所がある場合

（設置されていない場合でも施設の有無を確認するためチェックしてください）

i：車椅子使用者用便房およびオストメイト用水栓器具設置便房がある便所の例

ii：高齢者、障害者等の利用に適した便所の例



上記①（点字案内板、すべりにくい、床置き便所）すべて適合している便所が最低一ヵ所以上ある。

○

i 便所内に車椅子使用者用便房およびオストメイト用水栓器具設置便房がある	移動等円滑化経路と便所との間の通路はA③の基準に合致している		-	-
	出入口（戸がない場合）	幅は80cm以上である	-	
	出入口（戸がある場合）	幅は80cm以上である	-	
		高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	-	
	出入口に段がないか、又はスロープがある		-	
	出入口に車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等の利用に適した水洗器具（※オストメイト用水洗器具）が設置された便房があることの表示がある		-	
	車椅子使用者利用に適した広さである		-	
	車椅子使用者用便房	出入口に段がない	-	
		出入口に車椅子使用者用便房であることの表示がある	-	
		腰掛便座で手すりがある	-	
		出入口扉は幅80cm以上である	-	
		出入口扉は高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	-	
		車椅子使用者の利用に適した広さである	-	
	オストメイト用水洗器具設置便房	出入口にオストメイト用水栓器具が設置されている便房であることの表示がある	-	

ii 高齢者、 障害者等 の利用に 適した 便所が ある	移動等円滑化経路と便所間の通路はA③の基準に合致している		○	○
	出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	-	
	出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	○	
		高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	○	
	出入口に段がないか、又はスロープがある		○	
	車椅子使用者の利用に適した広さである		○	
	出入口に高齢者、障害者等の利用に適していることの表示がある		○	
	腰掛便座で手すりがある		○	
	オストメイト用水洗器具が設置されている		○	

i、iiのどちらかを記入

※オストメイト用水洗器具：人工肛門・人工膀胱造設者がそのパウチ（袋）を洗浄するための器具

D. 【案内設備及びその他旅客用設備】

①案内設備（基準第10～12条・Q10）

移動等円滑化基準第10条～第12条への適合可否

運航情報を文字表示及び音声提供する設備がある（技術上やむを得ない場合を除く）	-	×
エレベーターその他の昇降機・傾斜路・便所・搭乗券等販売所・待合所・案内所若しくは休憩設備または出入口案内板の付近にこれらの設備があることを表示する標識を設けている	×	
上記の標識は、日本工業規格Z8210に適合している	×	
出入口付近にエレベーターその他の昇降機・便所・搭乗券販売所の配置を表示した案内板がある（案内板はないが、これらの配置は容易に視認できる）	-	
出入口付近に施設の構造・エレベーターその他の昇降機・便所・搭乗券等販売所の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備がある	-	

②その他の移動等円滑化基準適合の判断可否

i. 階段（基準第8条・Q8）

両側に手すりがある（構造上やむを得ない場合を除く）	○	×
手すり端部に行き先案内の点字が付いている	×	
回り段（段板の形状が変わるもの）・らせん階段がない（構造上やむを得ない場合を除く）	○	
表面はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	○	
踏面端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きく段が認識しやすい	×	
段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものがない	○	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	○	
照明設備が設けられている	○	

i i . 乗車券等販売所（航空会社カウンター等：事業者毎に確認）（基準第 1 6 条・Q 2 1）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		-	-
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		-	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は 8 0 cm 以上である	-	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は 8 0 cm 以上である	-	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	-	
出入口に段がないか、又はスロープがある		-	
車椅子使用者用のカウンターがある		-	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		-	
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所に表示している（無人を除く）		-	

iii. 待合所（特に設けられた部屋を指し、ロビー及びゲートラウンジは含めない）（基準第16条）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		-	-
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		-	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	-	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	-	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	-	
出入口に段がないか、又はスロープがある		-	
車椅子使用者用のカウンターがある		-	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		-	

iv. 案内所（特に設けられた部屋を指す）（基準第16条）

移動等円滑化経路との間の通路はA③の基準質問に合致している		-	-
オープンな形なので特に出入口はない（ここだけで室を形成していない）		-	
出入口（戸がない場合）	出入口の幅は80cm以上である	-	
出入口（戸がある場合）	出入口の幅は80cm以上である	-	
	高齢者、障害者等でも容易に開閉できる	-	
出入口に段がないか、又はスロープがある		-	
車椅子使用者用のカウンターがある		-	
職員はすぐにカウンターの前に出て接客できる		-	
聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えており、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所に表示している（無人を除く）		-	

v. 券売機（自動チェックイン機、自動発券機等）（基準第 17 条）

高齢者、障害者等の利用に適応した発売機がある	-	-
上記がない場合、人による常時対応窓口がある	-	

vi. 休憩設備（移動経路上において）（基準第 18 条・Q 12）

ベンチ等の休憩設備がある	○
--------------	---

vii. 通路（円滑化経路以外）（基準第 5 条・Q 6～7）

[留意点] 段差及び床材質

経路上に（同一フロアでの）段差は無い	-	-
経路上に段差はあるが、端部の全体をその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差を大きくすることにより認識しやすくしており、かつ段鼻の突き出し、その他のつまずきの原因となるものをなくしてあるので解消できている	-	
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	-	

viii. 傾斜路（円滑化経路以外）（基準第 6 条）

[留意点] 手すり、床材質及び側壁

両側に手すりが付いている（構造上やむを得ない場合は除く）	-	-
床はすべりにくい材質又は同様の加工が施されている	-	
勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できる	-	
視覚障害者が杖などを落とさないよう、左右に壁面または立ち上がり部がある	-	

<不適合箇所の記載>

上記基準不適合箇所「×」について、添付図面に不適合箇所・事項を記載している	○
---------------------------------------	---

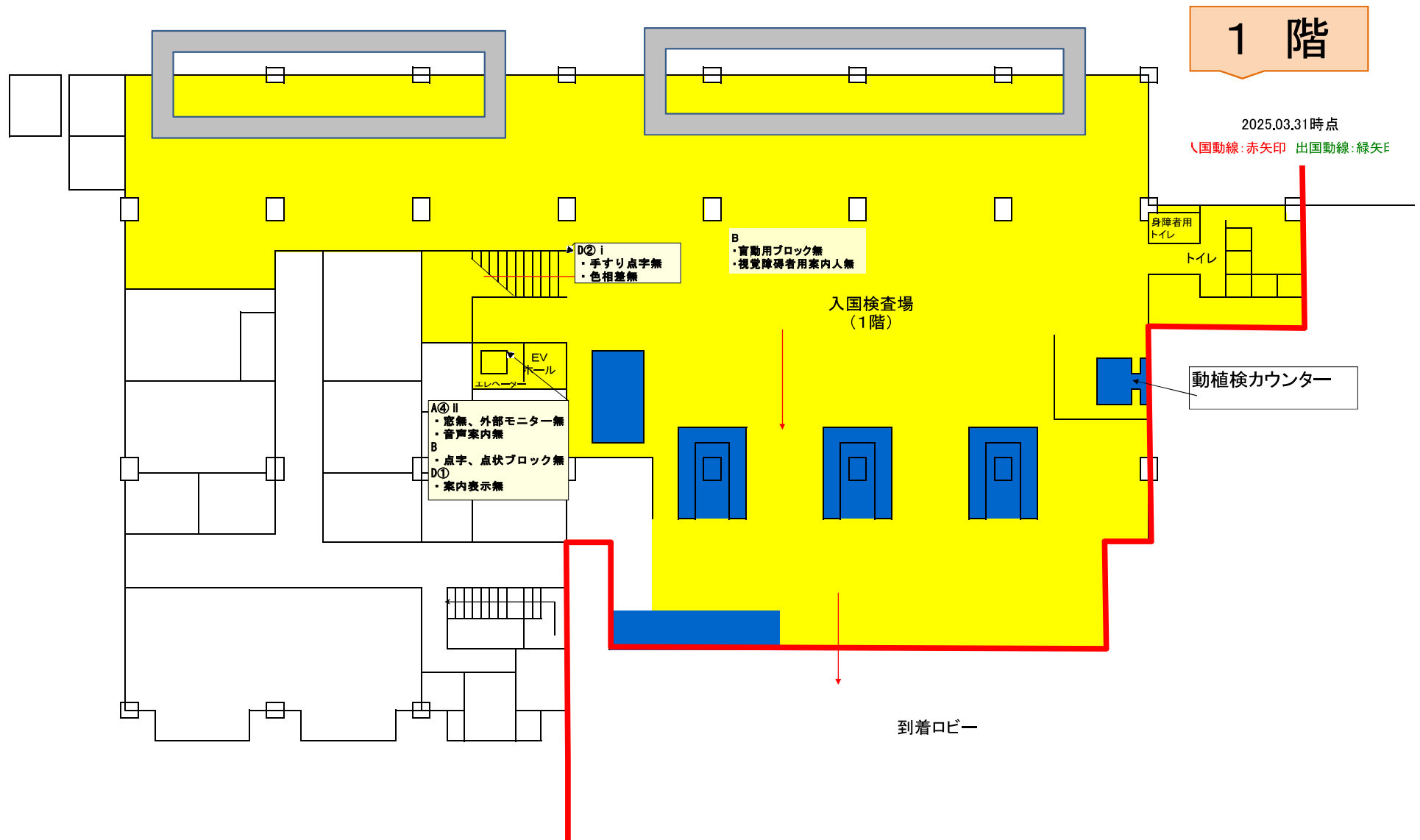
ターミナルビル担当

組 織 名	
記入担当者所属	
氏 名	
連 絡 先	TEL : _____
	FAX : _____
	E-mail : _____

CIQ施設担当
(該当ある場合のみ)

組 織 名	長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所
記入担当者所属	統括監視官（第一部門）
氏 名	水口 剛
連 絡 先	TEL : 0995-58-2439
	FAX : 0995-58-4723
	E-mail : nagasaki-kakuu@customs.go.jp

鹿児島空港国際線ターミナルビル(1階)



鹿児島空港国際線ターミナルビル(2階)

2 階

2023.05.31時点

入国動線: 赤矢印 出国動線: 緑矢印

